

光市記者発表資料

平成27年8月10日

件
名

「臨時福祉給付金」の支給について

内

容

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人や子育て世帯の負担を緩和するため、臨時的な措置として平成26年度に引き続き給付金を支給します。

臨時福祉給付金の申請受付を下記のとおり開始します。

臨時福祉給付金

1 申請方法

給付金を受け取るためには、申請手続きが必要です。必要事項を記入し確認書類を添えて申請します。対象と見込まれる人には8月末に書類を送付します。

2 申請期間

平成27年9月1日（火）～ 12月28日（月）

8時30分～ 17時15分（土・日、祝日を除く。）

3 申請窓口

福祉総務課 臨時福祉給付金等業務担当（あいぱーく光）

大和支所住民福祉課

4 給付金の支給

申請書に記載した指定口座に入金します。

【臨時福祉給付金 制度概要】

1 支給対象者

平成27年1月1日に光市に住民登録がある人のうち、平成27年度分の市民税（均等割）が課税されていない人

ただし、市民税（均等割）が課税されている人に扶養されている人や生活保護を受給している人などは除きます。

2 支給額

一人につき6千円

内 容	参考 【子育て世帯臨時特例給付金 制度概要】 1 支給対象者 平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の受給者 2 支給対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の対象となる児童 ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護を受給している児童も対象となります。 3 支給額 対象児童一人につき3千円 4 申請期間 平成27年6月1日（月）～ 9月1日（火）
問 合 せ	福祉総務課 臨時福祉給付金等業務担当 担当者：穂山卓夫、江後令恵 （電話 0833-72-5818）